

# 宮若市ホームページのリンクに関する取り扱い基準について

18 宮企第 1572 号（平成 18 年 10 月 2 日決裁）

（趣旨）

第 1 条 この取り扱い基準は、宮若市公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)において他のサイトへリンク (以下「リンク」という。) の設定について定める。

（リンクの取り扱い）

第 2 条 リンクはホームページにおける地域情報の伝達の有効な手段であり、積極的に設定するものとする。

2 ホームページの管理者(以下「管理者」という)は、前項の目的に適合すると判断したときは、他のホームページへのリンクを設定することができる。

（リンクの設定基準）

第 3 条 管理者は、次の各号に該当するときはリンクを設定することができる。

- ( 1 ) 宮若市内の在住者が作成したホームページ
- ( 2 ) 宮若市の出身者、または市内の学校を卒業したものが作成したホームページ
- ( 3 ) 自治体のホームページ
- ( 4 ) 福岡県内に所在する公共機関のホームページ
- ( 5 ) 宮若市と隣接する地区に所在し、相互リンクするホームページ
- ( 6 ) 相互リンクを希望する公共機関のホームページ
- ( 7 ) 相互リンクを希望し、宮若市の地域情報が存在するホームページ
- ( 8 ) 宮若市の情報が掲載されているホームページ
- ( 9 ) その他市民に有益な情報が掲載されているホームページ

（リンクの制限）

第 4 条 管理者は次の場合にはリンクを行わない。また、既にリンクしているときでも削除することができる。

- ( 1 ) 公序良俗に反する内容を掲載しているとき。
- ( 2 ) リンクする対象がインターネット上にないとき。

（地域情報サイトのページ）

第 5 条 地域情報サイトの項目には、設定してある地域及び項目に該当する内容で登録申請があったとき、管理者は申請のあったサイトの実在性及び内容を確認の上、登録する。

（登録内容の変更）

第 6 条 掲載内容に変更があった場合は、本人からの申し出あるいは管理者の権限により変更を行う。